

吹田市第3次総合計画
基本計画の見直しに関する基本方針(案)

平成23年(2011年)6月
政策推進部政策推進室

吹田市第3次総合計画 基本計画の見直しについて

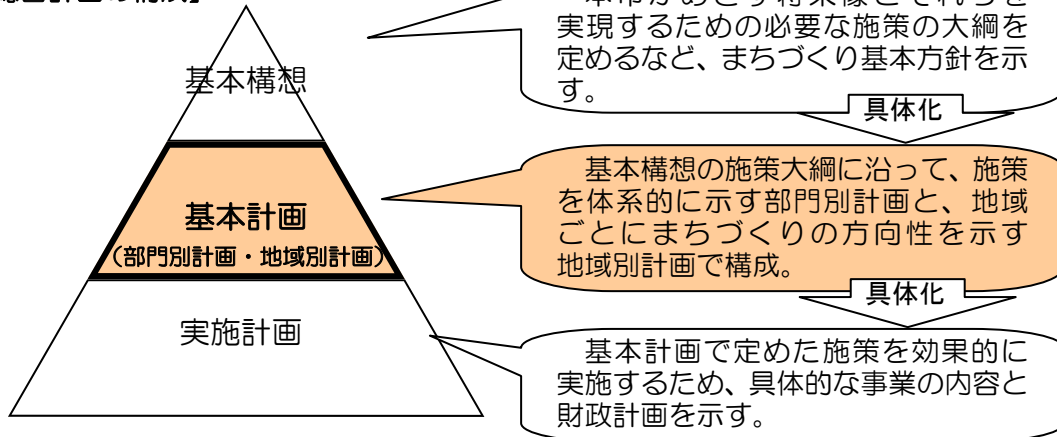
1 前提となる枠組み

1-1 第3次総合計画の現状

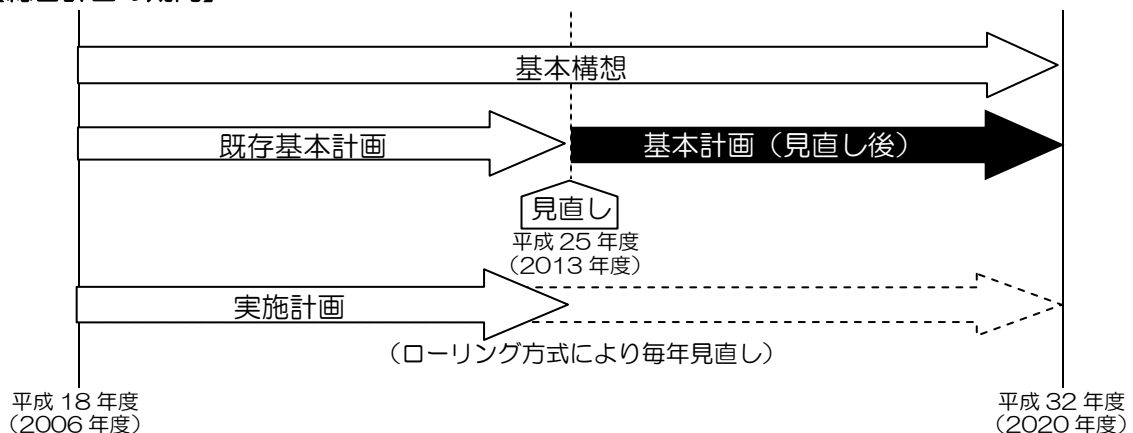
本市は、平成18年度（2006年度）を初年度とする吹田市第3次総合計画に基づき、「人が輝き、感動あふれる 美しい都市 すいた」の将来像を目指して、総合的かつ計画的なまちづくりを進めているところです。基本構想と基本計画の期間は、平成18年度（2006年度）から平成32年度（2020年度）の15年間としています。

ただし、基本計画については、社会経済状況の変化をみながら、中間年度の平成25年度（2013年度）までに必要な見直しを行います。

【総合計画の構成】



【総合計画の期間】



1-2 吹田市自治基本条例における総合計画の位置づけ

平成 18 年 10 月 11 日に制定した吹田市自治基本条例では、総合計画等に関し第 25 条、第 27 条、第 28 条において示しています。総合計画策定のキーワードとしては、「市民参画」「財政計画との整合性」「行政評価」が挙げられます。

第 25 条（総合計画）

執行機関は、市長が策定する総合計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。

2 市長は、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、広範な市民が参画できるよう努めなければならない。

3 執行機関は、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合性を図らなければならない。

第 27 条（財政運営）

市長は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画を策定し、効果的かつ効率的な政策等の展開を図り、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、財政運営の透明性を確保する観点から、市民にわかりやすい財務に関する資料について作成及び公表をしなければならない。

第 28 条（行政評価）

執行機関は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、政策等の目的を明確にし、その成果、達成度等について評価を行わなければならない。

2 執行機関は、評価の結果を事後の政策等に適切に反映させなければならない。

3 執行機関は、第 1 項の評価の結果及び前項の規定により反映した結果を市民に公表しなければならない。

キーワード

市民参画、財政計画との整合性、行政評価

2 基本計画見直しの考え方

基本計画の見直しは、前述した3つのキーワードを踏まえて、以下の4つの視点に立って検討します。

視点1：的確な現状分析

- ① 基本構想の検証と基本計画の点検
 - ・ 基本構想の検証と基本計画の点検を行い、成果や課題を分析します。
- ② 基礎資料の分析
 - ・ 社会経済状況等の関係を分析します。
 - ・ 市の個別計画、国・府の中長期的な関連計画等を整理、分析します。
 - ・ 本市の強みや弱みを分析します。
 - ・ 本市の人口、産業等の基礎データを整理し、今後の見通しを分析します。
- ③ 市民ニーズの調査及び分析
 - ・ 平成22年度「吹田市市民意識調査」の結果を分析します。
 - ・ 次代の担い手となる学生を対象に、アンケート及びヒアリングを実施し分析します。

視点2：施策構成の再編

- ① 現状分析の結果をもとに検討
 - ・ 施策構成の再編は、しっかりとした現状分析及び新たな行財政改革を踏まえ検討します。
- ② 市民の満足度の向上
 - ・ 市民ニーズによる満足度、重要度の結果を踏まえて検討します。
 - ・ 行政評価等を活用し、施策の課題や方向性を検討します。
 - ・ 選択と集中による重点化を検討します。
- ③ 施策構成の再編
 - ・ 施策は、上記の内容を勘案した上で、わかりやすい体系及び構成となるよう再編します。

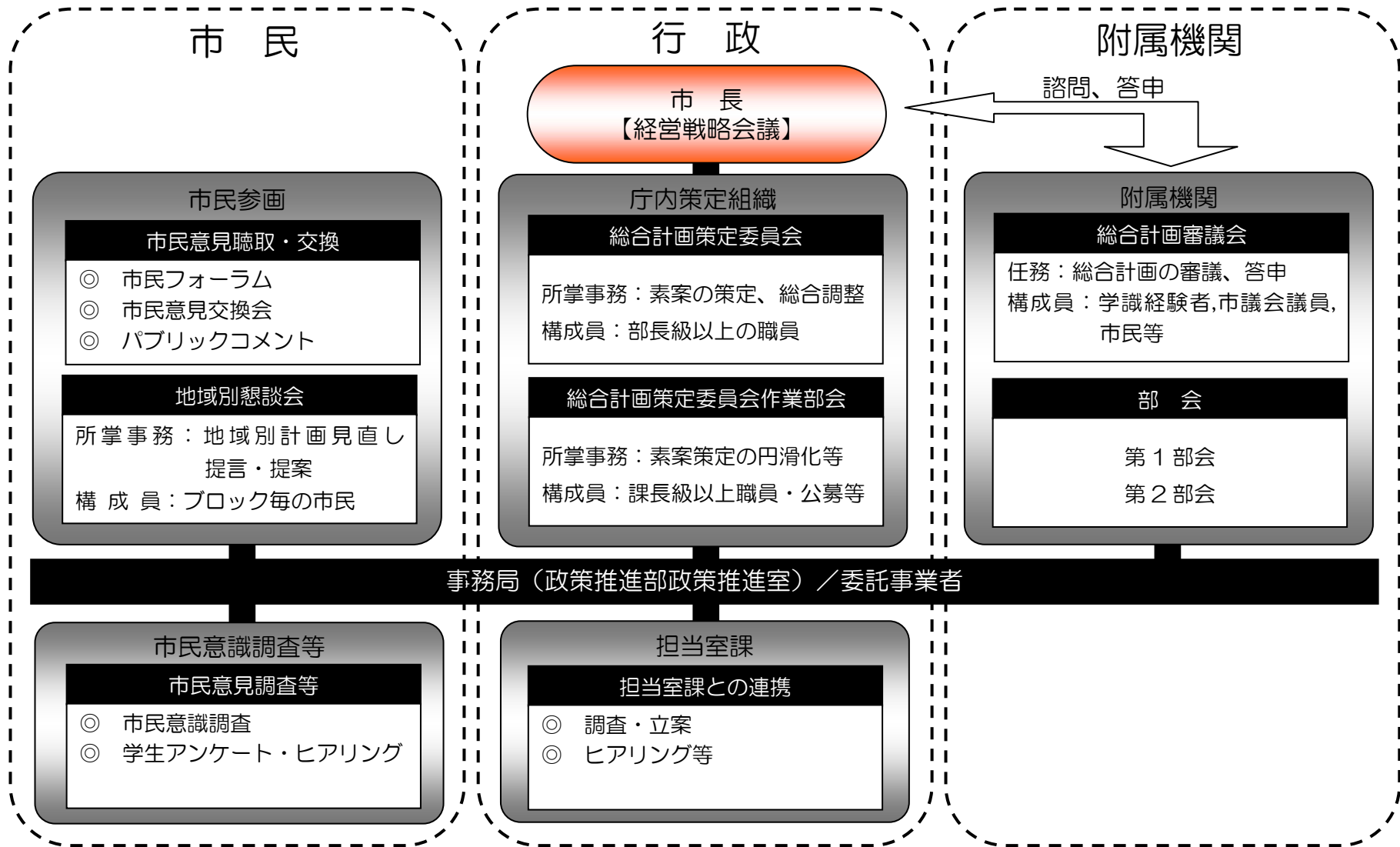
視点3：高い実効性

- ① 共有できるわかりやすい計画
 - ・ 市民をはじめ誰もが共有でき、わかりやすい基本計画の策定を目指します。
- ② 目指すべき姿の設定
 - ・ 施策ごとの目指すべき姿を、わかりやすく示します。
- ③ 達成度を示す指標の設定
 - ・ 施策ごとの現状の「達成値」、実施計画ベースにおける「目標値」、平成32年までの「目指そう値」の数値化を図り、実効性の高い進行管理を目指します。
- ④ 役割分担の設定
 - ・ 施策ごとに「市民」「事業者」「NPO」「行政」等のそれぞれの主体の役割分担を示します。

視点4：みんなで作る計画

- ① 市民参加・参画の促進
 - ・ 市民参画は、吹田市自治基本条例に基づき、様々な手法を検討します。
 - ・ 具体的には、市民フォーラム、市民意見交換会、地域別懇談会、総合計画審議会、パブリックコメントなどが考えられます。
- ② 職員参加の促進
 - ・ 職員で構成する総合計画策定委員会、作業部会を組織化します。
 - ・ 担当所管には、調査及びヒアリング等を実施します。
 - ・ 若手職員の参画を促進します。
- ③ 策定過程における情報公開の促進
 - ・ 基本計画の策定過程は、「本市ホームページ」「市報すいた」等の媒体を活用し発信します。

3 策定体制のイメージ（案）



※ 組織構成は、作成過程において変更が生じることがあります。

4 見直しスケジュール（案）

項 目		平成 23 年度 (2011 年度)				平成 24 年度 (2012 年度)				平成 25 年度 (2013 年度)			
		4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
準備	資料調査・分析			→ 総合計画									
	学生アンケート			◎									
庁内策定	経営戦略会議		◎方針決定					◎			◎		
	総合計画策定委員会		◎		◎		◎	◎		◎	◎		
	同委員会作業部会		→ 総合計画の課題抽出										
	担当課との連携		→ 総合計画に関する意見聴取										
附属機関	総合計画審議会						◎ 諮問		◎ 中間答申		◎ 諮問	◎ 答申	
	同審議会作業部会						→ 素案①の検討			→ 素案②の検討			
市民参画	市民フォーラム				◎	◎							
	市民意見交換会				◎	◎			◎				
	地域別懇談会						→ 素案②たたき台						
	パブリックコメント								◎			◎	
意思決定、印刷												→	

※ 組織構成は、作成過程において変更が生じることがあります。